

予防接種事業実績（4月～12月）

3か年分全てを4月～12月分で算出しています。接種率は厚生労働省が用いている接種率の算定法に基づいて計算しており、年間での接種者数の計算を想定しているため、4月から12月分までの実績から1年間分の対象者で除して計算していることから、小児の定期予防接種の接種率が70%程度となっています。

「※接種率」は厚生労働省が定めていない接種率を本市が定め、芦屋市で接種率を求めています。

1 結核検診

対 象	満65歳以上の市民
実施時期	健康チェック・特定健康診査時等に実施
会 場	市内医療機関・保健センター
委託協力	芦屋市医師会
内 容	胸部レントゲン
周知方法	広報あしや
根 拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
事業開始	平成19年度

単位：人

年度	受診者	異常無	要精密
令和2年度	6,693	6,327	366
令和元年度	5,605	5,382	223
平成30年度	6,666	6,498	168

『実施結果』 単位：人

年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
対象人員		28,011	27,662	27,390
受診人員		6,693	5,605	6,666
一次検査	間接撮影者数	0	0	0
	直接撮影者数	6,693	5,605	6,666
	喀痰検査者数	0	0	0
要精密者数		366	223	168
精密撮影者数		142	76	94
喀痰検査者数		0	0	0
未把握		0	0	79
被発見者数	結核患者数	3	0	2
	発病のおそれ有	0	0	1

2 予防接種

令和2年度は令和元年度と比して全体的に接種率が上昇

(1) 急性灰白髄炎(ポリオ)

対 象 生後3～90か月に至るまでの間にある者
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 接種回数 4回
 周知方法 告示, 広報あしや, 市HP
 根 拠 予防接種法
 事業開始 平成24年度

単位:人

年度	対象者	I期初回				I期追加	合計
		1回目	2回目	3回目	接種率(%)		
令和2年度	567	0	0	0	0	0	0
令和元年度	620	0	0	0	0	1	1
平成30年度	667	0	0	1	0.1	10	11

(2) 結核(BCG)

対 象 生後12か月に至るまでの間にある者
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 接種回数 1回
 周知方法 告示, 広報あしや, 4か月児健康診査・10か月児健康診査案内送付時に勧奨, 市HP
 根 拠 予防接種法
 事業開始 昭和29年度

単位:人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
令和2年度	555	427	76.9
令和元年度	569	416	73.1
平成30年度	668	493	73.8

(3) ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎(DPT-IPV)

対 象 生後3～90か月に至るまでの間にある者
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 接種回数 4回
 周知方法 告示, 広報あしや, 市HP
 根 拠 予防接種法
 事業開始 平成24年度

単位:人

年度	対象者	I期初回				I期追加	合計
		1回目	2回目	3回目	接種率(%)		
令和2年度	563	410	424	427	75.8	473	1,734
令和元年度	601	434	430	431	71.7	541	1,836
平成30年度	668	506	517	495	74.1	553	2,071

(4) 麻しん・風しん(MR)

対 象	I 期 生後 12～24 か月に至るまでの間にある者 II 期 5 歳以上 7 歳未満の者で小学校就学前 1 年間
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	I 期 1 回 II 期 1 回
周知方法	告示, 広報あしや, 市HP, II 期対象者に各園所等を通じて通知, II 期末接種者へ個別通知
根 拠	予防接種法
事業開始	平成 18 年度

単位: 人

年度	時期	対象者	接種者	接種率(%)
令和 2 年度	I 期	585	436	74.5
	II 期	835	601	72.0
令和元年度	I 期	696	469	67.4
	II 期	807	577	71.5
平成 30 年度	I 期	666	492	73.8
	II 期	771	644	83.5

(5) (へモフィルス) インフルエンザ b 菌(H i b)

対 象	生後 2～60 か月に至るまでの間にある者
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	4 回
周知方法	告示, 広報あしや, 市HP
根 拠	予防接種法
事業開始	平成 25 年度

単位: 人

年度	対象者	I 期初回				I 期追加	合計
		1 回目	2 回目	3 回目	※接種率(%)		
令和 2 年度	563	412	407	424	75.3	472	1,715
令和元年度	601	425	434	432	71.9	498	1,789
平成 30 年度	668	497	506	520	77.8	481	2,004

※対象者は厚生労働省が用いている DPT 接種率と同算定方法で算出しています。また、接種率は、3 回目の接種者数を対象者数で除した数を表記しています。

(6) 小児の肺炎球菌感染症

対 象 生後2～60か月に至るまでの間にある者
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 接種回数 4回
 周知方法 告示, 広報あしや, 市HP
 根 拠 予防接種法
 事業開始 平成25年度

単位:人

年度	対象者	I期初回				I期追加	合計
		1回目	2回目	3回目	※接種率(%)		
令和2年度	563	413	408	419	74.4	454	1,694
令和元年度	601	424	432	434	72.2	489	1,779
平成30年度	668	499	506	518	77.5	482	2,005

※対象者は厚生労働省が用いているDPT接種率と同算定方法で算出しています。また、接種率は、3回目の接種者数を対象者数で除した数を表記しています。

(7) B型肝炎

対 象 生後12か月に至るまでの間にある者
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 接種回数 3回
 周知方法 告示, 広報あしや, 市HP
 根 拠 予防接種法
 事業開始 平成28年度

単位:人

年度	対象者	1回目	2回目	3回目	※接種率(%)	合計
令和2年度	555	409	406	418	75.3	1,233
令和元年度	569	420	434	415	72.9	1,269
平成30年度	668	492	501	519	77.7	1,512

※対象者は0歳児人口としています。また、接種率は、3回目の接種者数を対象者数で除した数を表記しています。

(8) ロタウイルス

対 象	ロタリックス：生後6週から24週に至るまでの間にある者 ロタテック：生後6週から32週に至るまでの間にある者
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	ロタリックス：2回 ロタテック：3回
周知方法	広報あしや、市HP、ポスター
根 拠	予防接種法
事業開始	令和2年10月1日から開始

単位：人

年度	ワクチン種類	対象者	1回目	2回目	3回目	※接種率(%)	合計
令和2年度	ロタリックス	555	88	55	12	9.9	143
	ロタテック	555	37	23		4.1	72

※対象者は0歳児人口としています。また、接種率は、2回目の接種者数を対象者数で除した数を表記しています。

ロタウイルスワクチンは10月からの開始であり、10月から12月分までの実績を1年間分の対象者で除して計算しているため、接種率は10パーセント未満である。

ロタウイルスワクチンは接種後1週間以内に腸重積症発症のリスクが増加するため、腸重積症への対応ができてことや生後6週から開始の経口接種が安全に行えることを同意いただける医療機関で実施

出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されていないため、初回接種が出生15週0日後以降の方については別途「ロタウイルスワクチン確認書」の記入をお願いしており、令和2年10月から12月までの接種での対象者は0名。令和3年度については確認書の内容を予診票へ記載することで、「ロタウイルスワクチン確認書」を削除する。

(9) 水痘

対 象	生後12～36か月に至るまでの間にある者
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	2回
周知方法	告示、広報あしや、市HP
根 拠	予防接種法
事業開始	平成26年度

単位：人

年度	対象者	1回目	2回目	※接種率(%)	合計
令和2年度	585	442	439	75.6	881
令和元年度	696	468	494	71.0	962
平成30年度	666	493	509	76.4	1,002

※対象者は1歳児人口としています。また、接種率は、2回目の接種者数を対象者数で除した数を表記しています。

(10) 日本脳炎

対 象	I 期 生後 6~90 か月に至るまでの間にある者 II 期 9 歳以上 13 歳未満の者
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	I 期 3 回 II 期 1 回
周知方法	告示, 広報あしや, 各学校園等を通じて通知, 市HP, 個別通知
根 拠	予防接種法
事業開始	平成 6 年度

単位:人

年度	I 期初回			接種率 (%)	I 期追加			II 期	合計
	対象者	1 回目	2 回目		対象者	接種者	接種率 (%)		
令和 2 年度	677	600	609	90.0	758	679	89.6	816	2,704
令和元年度	734	587	618	84.2	746	698	93.6	854	2,757
平成 30 年度	731	655	671	91.8	808	702	86.9	617	2,645

(11) ジフテリア・破傷風(DT)

対 象	満 11 歳以上 13 歳未満
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	1 回
周知方法	告示, 広報あしや, 各学校等を通じて通知, 市HP, 個別通知
根 拠	予防接種法
事業開始	平成 7 年度

単位:人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
令和 2 年度	866	573	66.2
令和元年度	882	540	61.2
平成 30 年度	868	515	59.3

(12) 就学前の予防接種確認

対 象 翌年就学する学年の児童
 実施時期 就学前健診日
 会 場 市内8小学校
 協 力 芦屋市教育委員会
 内 容 未接種の予防接種について接種の勧奨
 事業開始 平成16年度

単位：人

実施日	学校名	対象者	受診者	接種済	未接種			
					MRⅡ期	四種混合	ポリオ	日本脳炎
10月20日	朝日ヶ丘小学校	50	51	34	16	3	0	9
10月23日	精道小学校	110	116	75	27	2	0	19
10月27日	山手小学校	95	83	50	27	1	0	11
10月29日	宮川小学校	87	88	53	30	1	0	17
10月29日	浜風小学校	49	46	23	18	1	0	15
11月2日	打出浜小学校	79	73	47	19	1	0	13
11月4日	岩園小学校	151	143	91	31	3	0	23
11月9日	潮見小学校	87	89	59	25	5	0	17
合 計		708	689	432	193	17	0	124
接種率(%)				62.7	28.0	2.5	0.0	18.0

(13) 子宮頸がん(HPV)

対 象 小学校6年生から高校1年生までの間にある女性
 実施時期 通年
 会 場 市内実施医療機関
 委託協力 芦屋市医師会
 接種回数 3回
 周知方法 告示、広報あしや、市HP
 根 拠 予防接種法
 事業開始 平成25年度

単位：人

年度	対象者	接種者	※接種率(%)
令和2年度	2,628	190	7.2
令和元年度	2,618	126	4.8
平成30年度	2,595	25	1.0

※対象者は小学校6年生から高校1年生までの間にある女性としています。また、接種率は、接種者数を対象者数で除した数を表記しています。

積極的な接種の勧奨を差し控えているが、定期接種は可能である状況のため意義と副反応を考慮したうえで、接種を選択される方が増加している。

芦屋市では予防接種に関する情報を取得できないまま、接種対象年齢を過ぎてしまわないよう令和元年度から小学校6年生・中学校3年生を対象に、保健の授業内でHPVワクチンの情報提供を行っている。

(14) 高齢者インフルエンザ

対 象	65 歳以上及び 60 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳内部障害 1 級を所持している者
実施時期	例年 10 月 15 日～1 月 31 日 令和 2 年 8 月 26 日付, 厚生労働省から第 4 5 回厚生科学審議会感染症部会 第 3 9 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会にて提示された「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備 (インフルエンザワクチンに関する取組 (案))」を踏まえ, 接種開始時期を 10 月 1 日～1 月 31 日へ変更
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	1 回
自己負担	1,500 円
周知方法	告示, 広報あしや, 市HP, ポスター
根 拠	予防接種法
事業開始	平成 13 年度

単位: 人

年度	10 月	11 月	12 月	対象者	接種者	接種率(%)
令和 2 年度	11,768	3,610	688	28,011	16,066	57.4
令和元年度	2,903	7,953	1,824	27,662	12,838	46.4
平成 30 年度	2,159	6,713	2,402	27,390	11,274	41.2

今年度の接種率上昇は, 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ, 接種開始時期を変更し, 早期接種を勧めた結果であることが推察される。

1 2 月の実績については報告がまだきていない市もあるため, 接種率はさらに上昇することが推測される。

インフルエンザの患者数は全国でも昨年より大幅に減少しており, 芦屋市においては 9 月から 1 月までの患者数は 0 名であった。これは, ワクチンの接種率が上昇したことや日ごろからのマスクの着用, 手洗い・消毒など感染症対策を行う方が増えた結果であると考えられる。

(15) 高齢者の肺炎球菌感染症

対 象	令和元年度に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・90 歳・95 歳・100 歳以上となる者及び 60 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳内部障害 1 級を所持している者 ※平成 30 年度までは, 各年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・90 歳・95 歳・100 歳となる者
実施時期	通年
会 場	市内実施医療機関
委託協力	芦屋市医師会
接種回数	1 回
自己負担	4,000 円
周知方法	告示, 個別通知, 市HP
根 拠	予防接種法
事業開始	平成 26 年度

単位: 人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
令和 2 年度	3,961	836	21.1
令和元年度	4,044	523	12.9
平成 30 年度	6,262	1,733	27.7

高齢者肺炎球菌の定期接種は平成 30 年度までで終了予定であったが, これまで接種を受けていない方への接種機会を引き続き提供するため平成 31 年 1 月 1 日付の厚生労働省健康局健康課より発出された通知をもとに, 引き続き平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間, 実施

接種率が 21.1% であり, これは過去に高齢者肺炎球菌を受けている方は定期接種の対象外となっていることや新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種を見合わせる方が多数いたことも一因であると推測される。現在も「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種特例措置」の申請が多数あるため, 今後も接種者の増加は見込まれる。

(16) 風しんの追加的対策

対 象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性
 クーポン送付者：昭和41年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性
 昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち未受診の方

実施時期 令和元年から令和4年3月31日

会 場 全国実施医療機関

委託協力 日本医師会（全国知事会との集合契約）

接種回数 1回

周知方法 告示、個別通知、市HP

根 拠 予防接種法

事業開始 令和元年度

単位：人

年度	クーポン送付者	抗体検査受検者	受検率(%)	ワクチン接種者
令和2年度	8,149	957	11.7	181
令和元年度	4,668	699	15.0	155

令和3年度が本事業の終了時期であるが、抗体検査受験者数やワクチン接種者数がともに低いため、未検査の方へ個別に郵送にて勧奨予定

(17) 兵庫県における定期予防接種の広域的实施

兵庫県内において広域的に予防接種を受けることができる体制を整備することにより、接種機会の拡大とかかりつけ医による予防接種を推進しています。

事業開始 平成24年度

単位：人

年齢	種類										
	Hib	小児肺炎球菌	四種混合	B型肝炎	ロタ	BCG	MR	水痘	日本脳炎	DT	HPV
0～1歳未満	15	15	18	18	1	8	0	0	0	0	0
1～3歳未満	5	5	1	0	0	0	3	4	0	0	0
3～6歳未満	0	0	0	0	0	0	6	0	4	0	0
6歳以上	0	0	0	0	0	0	2	0	6	2	2
合計	20	20	19	18	1	8	11	4	10	2	2

年齢	種類	
	高齢者インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
60歳以上	404	13

(18) 風しん予防接種費用助成

助成対象 芦屋市に住民票のある方で、風しんに罹ったことがなく、妊娠を予定または希望する20歳以上の女性、もしくは、風しんに罹ったことがなく、風しん麻しん混合ワクチン又は風しんワクチンの予防接種を受けたことがない、妊婦の同居家族

助成期間 4月1日から3月31日まで

助成額 麻しん風しん混合ワクチン2,500円、風しんワクチン1,500円(1人1回限り)

単位：人

年度	助成人数
令和2年度	101
令和元年度	150
平成30年度	317

平成30年度は年度当初の麻しんの流行と夏以降の風しんの流行によって一時的に接種希望者が増加していたこと、令和元年度から風しんの追加的対策が開始したため、風しんの追加的対策事業を利用する方が増加したため、助成人数が減少したことが考えられる。

(19) 予防接種費用償還払

やむを得ない事情により兵庫県外での予防接種希望者に対して、平成27年度より兵庫県外の市町村と予防接種に関する委託契約を締結している医療機関等において予防接種を受けた際の費用を償還します。

単位：人

年度	H i b	小児 肺炎球菌	B型 肝炎	四種 混合	B C G	M R	水 痘	日本 脳炎	高齢者 インフルエンザ	高齢者 肺炎球菌
令和2年度	18	18	16	19	2	3	8	1	35	5
令和元年度	19	19	21	12	2	1	2	4	20	5
平成30年度	26	26	21	21	1	2	2	3	26	7

(20) 骨髄移植後等の予防接種の再接種

助成対象 この事業の助成の対象となる者は、次の要件をすべて満たす者

- (1) 予防接種を受ける日において芦屋市内に住所を有し、20歳未満であること
- (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めること
- (3) 前号の事由により、令和2年10月1日以降に再接種を受けようとしていること
- (4) 定期接種が、実施規則に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反してなされたものでないこと

事業開始 令和元年10月1日から開始

助成期間 通年

助成額 33,075円

(予防接種に要した費用(文書料・抗体検査料を除く)もしくは芦屋市の予防接種の委託料単価のうち、いずれか低い金額から自己負担分(1割)を除いた費用)